

生活保護費の算定ミスによる支給漏れ

8月20日、生活保護費の算定に誤りがあり、1世帯に対して、平成27年から総額約170万円の未支給が生じていたことが分かりました。区は22日午前、対象世帯を訪問し、謝罪と事情説明を行いました。未支給分については、今後、全額を追加支給します。

1 概要

8月20日、今年10月の生活保護基準の見直しに備えて確認作業を行っている中、1世帯に対し、母子加算及び児童養育加算にあたる総額約170万円*の支給漏れが生じていたことが分かりました。

主な原因は、母子加算が発生した時点でのシステム入力ミスや確認漏れで、母子加算は平成27年3月から、児童養育加算は平成27年4月から3年間以上にわたって未支給の状態が続いていました。

※現在の未支給額詳細

【母子加算】	38カ月分	934,830円
【児童養育加算】	37カ月分	740,000円
	合計	1,674,830円

※母子加算：父母の一方又は両方が欠けている世帯であって児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）又は20歳未満の障害者（児）を養育する場合に加算

※児童養育加算：児童を養育する場合に加算

2 区への対応

- 本件確認後、該当世帯に担当者が訪問し、謝罪と事情説明を行いました。
- 未支給分については全額を区が追加支給します。
- 同様の世帯について加算の状況を全件確認したところ、算定の誤りはありませんでした。

3 再発防止策

- 加算算定の誤りを防ぐために、今後定期的に加算対象世帯と加算状況の一覧リストを出力して確認するなど、チェック方法を見直し、強化します。
- 全ての支給事案について、チェック方法の再確認を行い、統一的な事務の徹底と強化を図ります。

4 田中良区長のコメント

長期間にわたり、適正な生活保護費が支給されていない事案が発生したことについて、大変重く受け止めています。ご迷惑をおかけしたご家族に深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

杉並福祉事務所 高円寺事務所：03-5306-2611
総務部広報課：03-3312-6855（直通）